

国総国政第6号  
令和元年5月9日  
(公印省略)

別紙あて

国際統括官

G20大阪サミット開催に伴う交通対策について

標記について、G20大阪サミット準備会議において、別添1のとおり申し合わせがなされたので、別添2の警察庁作成のG20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策の概要と併せて、貴所属職員、管内機関及び所管関係団体等に対して周知の方よろしくお願いいたします。

また、標記交通対策の推進に当たっては、必要に応じて対象地域を管轄する警察と連携・協力を図るようお願いいたします。



(本省内部部局)

|                       |               |             |
|-----------------------|---------------|-------------|
| 大臣官房政策立案総括審議官         | 大臣官房建設流通政策審議官 | 大臣官房物流審議官   |
| 大臣官房秘書室長              | 大臣官房人事課長      | 大臣官房総務課長    |
| 大臣官房広報課長              | 大臣官房会計課長      | 大臣官房地方課長    |
| 大臣官房福利厚生課長            | 大臣官房技術調査課長    | 総括監察官       |
| 大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官    |               | 大臣官房政策評価審議官 |
| 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 |               | 大臣官房官庁営繕部長  |
| 総合政策局長                | 国土政策局長        | 土地・建設産業局長   |
| 都市局長                  | 水管理・国土保全局長    | 道路局長        |
| 住宅局長                  | 鉄道局長          | 自動車局長       |
| 海事局長                  | 港湾局長          | 航空局長        |
| 北海道局長                 | 政策統括官         | 国土交通政策研究所長  |
| 国土技術政策総合研究所長          |               | 国土交通大学校長    |
| 国土交通大学校柏研修センター所長      |               | 海上保安大学校長    |

(地方支分部局等)

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 北海道開発局長    | 東北地方整備局長   | 関東地方整備局長   |
| 北陸地方整備局長   | 中部地方整備局長   | 近畿地方整備局長   |
| 中国地方整備局長   | 四国地方整備局長   | 九州地方整備局長   |
| 北海道運輸局長    | 東北運輸局長     | 関東運輸局長     |
| 北陸信越運輸局長   | 中部運輸局長     | 近畿運輸局長     |
| 中国運輸局長     | 四国運輸局長     | 九州運輸局長     |
| 東京航空局長     | 大阪航空局長     | 札幌航空交通管制部長 |
| 東京航空交通管制部長 | 福岡航空交通管制部長 | 神戸航空交通管制部長 |
| 沖縄総合事務局長   |            |            |

(特別の機関)

|        |        |
|--------|--------|
| 国土地理院長 | 海難審判所長 |
|--------|--------|

(外局)

|         |             |       |
|---------|-------------|-------|
| 観光庁長官   | 運輸安全委員会事務局長 | 気象庁長官 |
| 海上保安庁長官 |             |       |



平成31年4月9日  
G20大阪サミット  
準備会議

### G20大阪サミット開催に伴う交通対策

G20大阪サミット開催に伴い、各国首脳等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめるため、下記の対象期間及び対象地域における自動車交通総量の大幅な抑制その他の交通対策が不可欠であることから、関係省庁においては、国民の理解と協力を得つつ、別紙の推進事項等を積極的に実施するものとする。

#### 記

##### 1 対象期間

平成31(2019)年6月27日から同月30日までの間

##### 2 対象地域

原則として次のとおり

- (1) 関西国際空港及び大阪国際空港から大阪市内の各国首脳等の宿舎に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (2) 大阪市内の各国首脳等の宿舎から首脳会議場に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (3) 各国首脳等が大阪市内に滞在する場合には、大阪市内

関係省庁における交通対策推進事項

1 各省庁共通推進事項

| 区 分   | 推 進 事 項  |
|-------|--|
| 各省庁共通 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域に所在する部局における官用自動車の運行抑制</li> <li>・対象地域に所在する部局の職員及びその家族に対する自動車利用自粛の呼びかけ</li> <li>・対象地域における自動車交通の発生を伴う諸行事の抑制</li> <li>・所管する団体、事業者等に対する交通総量削減等に関する協力要請</li> </ul> |

2 省庁別推進事項

| 区 分   | 推 進 事 項   |
|-------|---|
| 内閣官房  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通対策に関するG20大阪サミット準備会議の開催</li> <li>・各省庁に対する交通総量削減等に関する協力要請</li> </ul>  |
| 内閣府   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通対策に関する政府広報の実施</li> </ul>  |
| 警察庁   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府警察による交通規制の実施</li> <li>・都道府県警察による交通対策に関する広報の実施</li> </ul>   |
| 総務省   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵便株式会社及び信書便事業者に対する業務用自動車の運行調整等に関する協力要請</li> <li>・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知</li> <li>・電気通信事業者、有線放送事業者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請</li> </ul>   |
| 法務省   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知</li> </ul>  |
| 外務省   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各国政府サミット関係者やプレス等に対する関係施設間の円滑な移動手段の提供</li> <li>・各国政府サミット関係者やプレス等に対する交通規制内容等の周知</li> </ul>  |
| 文部科学省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行等実施者に対する交通規制等の周知に関する協力要請</li> </ul>   |
| 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知</li> <li>・水道事業者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請</li> </ul>  |
| 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する団体、事業者等に対する貨物輸送の日程調整等に関する協力要請</li> </ul>  |
| 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する団体、事業者等に対する貨物輸送の日程調整等に関する協力要請</li> <li>・電気、ガス事業者に対する交通規制内容の周知</li> <li>・電気、ガス事業者に対する対象地域における大規模工事等の自粛要請</li> </ul>  |
| 国土交通省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西国際空港及び大阪国際空港の利用者に対する自動車利用自粛に関する協力要請</li> <li>・道路運送事業者に対する運行調整等に関する協力要請</li> <li>・レンタカー事業者に対する利用者への交通規制内容の周知に関する協力要請</li> <li>・観光関連事業者に対する交通規制内容の周知に関する協力要請</li> <li>・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知</li> <li>・道路管理者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請</li> <li>・道路管理者に対する道路利用者への交通規制内容の周知と交通総量削減の呼びかけに関する協力要請</li> </ul> |
| 環境省   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理業者等に対する業務用自動車の運行調整等に関する協力要請</li> </ul>   |
| 防衛省   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知</li> </ul>  |

平成31年4月9日  
警 察 庁

## G20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策の概要

### 1 基本方針

各国首脳等の警護車列の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、会議の円滑な進行を図る。また、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめる。

### 2 対象期間

平成31（2019）年6月27日から同月30日までの間

### 3 対象地域

原則として、次のとおり

- (1) 関西国際空港及び大阪国際空港から大阪市内の各国首脳等の宿舎に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (2) 大阪市内の各国首脳等の宿舎から首脳会議場に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (3) 各国首脳等が大阪市内に滞在する場合においては、大阪市内

### 4 対象期間中の交通規制

- (1) 原則として、各国首脳等の通行時には一般車両が混在することのないよう、所要の通行禁止規制等を実施する。
- (2) 首脳会議場、宿舎等の周辺道路について、必要に応じて通行禁止規制等を実施する。

### 5 推進事項

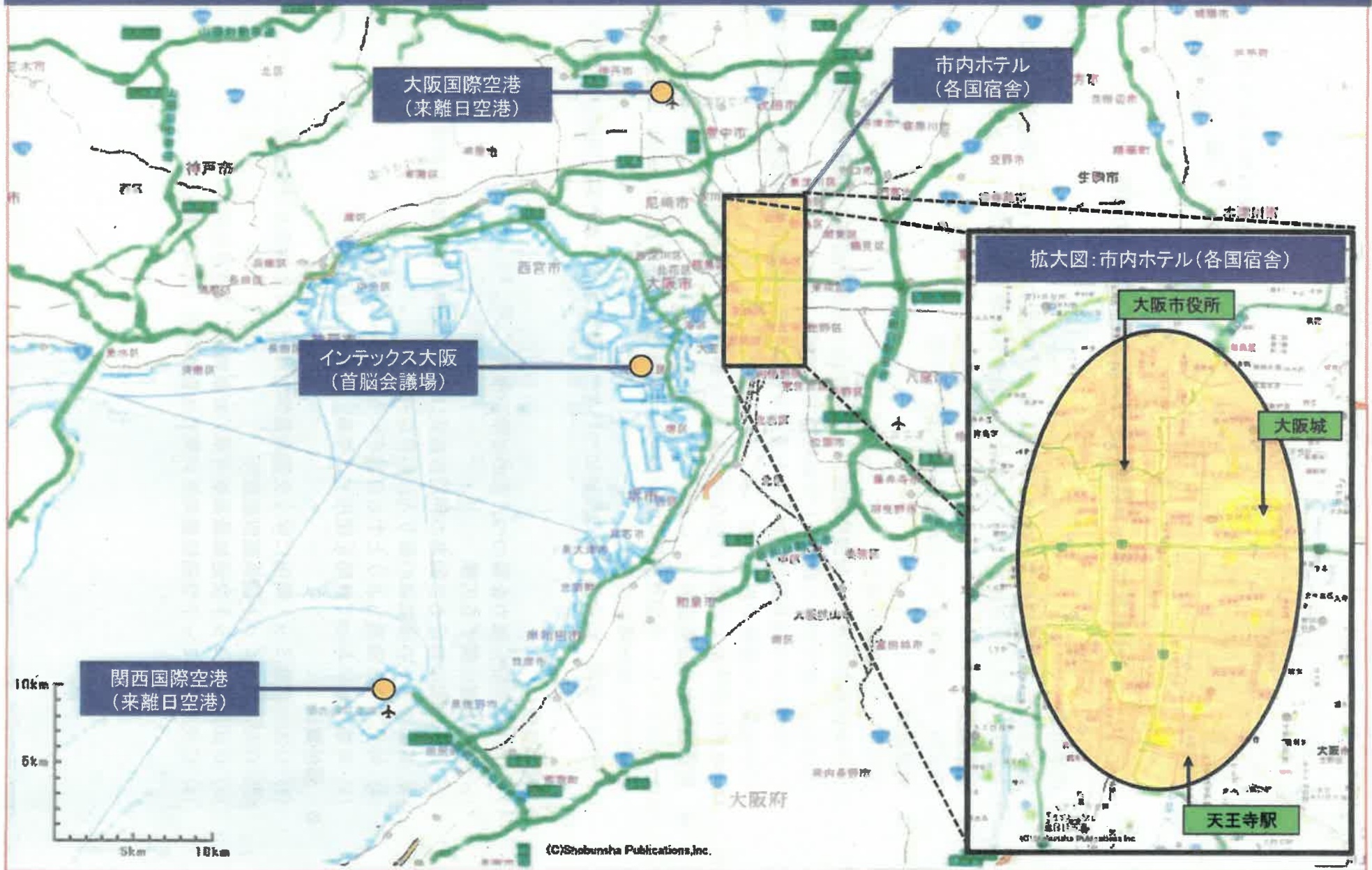
国民の理解と協力を得つつ、次の対策を推進

- (1) 交通規制に関する広報
- (2) 対象地域における自動車の利用自粛及び業務用車両の運行調整を要請
- (3) 対象地域への自動車の乗り入れの自粛要請
- (4) 対象地域を通過しようとする自動車のう回路線への誘導
- (5) 対象地域において道路を使用する催事、工事等の自粛要請

### 6 添付資料

- (1) G20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策の対象期間及び地域等について
- (2) G20大阪サミット関係施設位置図
- (3) G20大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線（高速道路等）
- (4) G20大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線等（大阪市周辺）

# G20大阪サミット関係施設位置図



## G20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策の対象期間及び地域等について

### 1 対象期間

平成31(2019)年6月27日(木)から同月30日(日)までの間

### 2 対象地域等

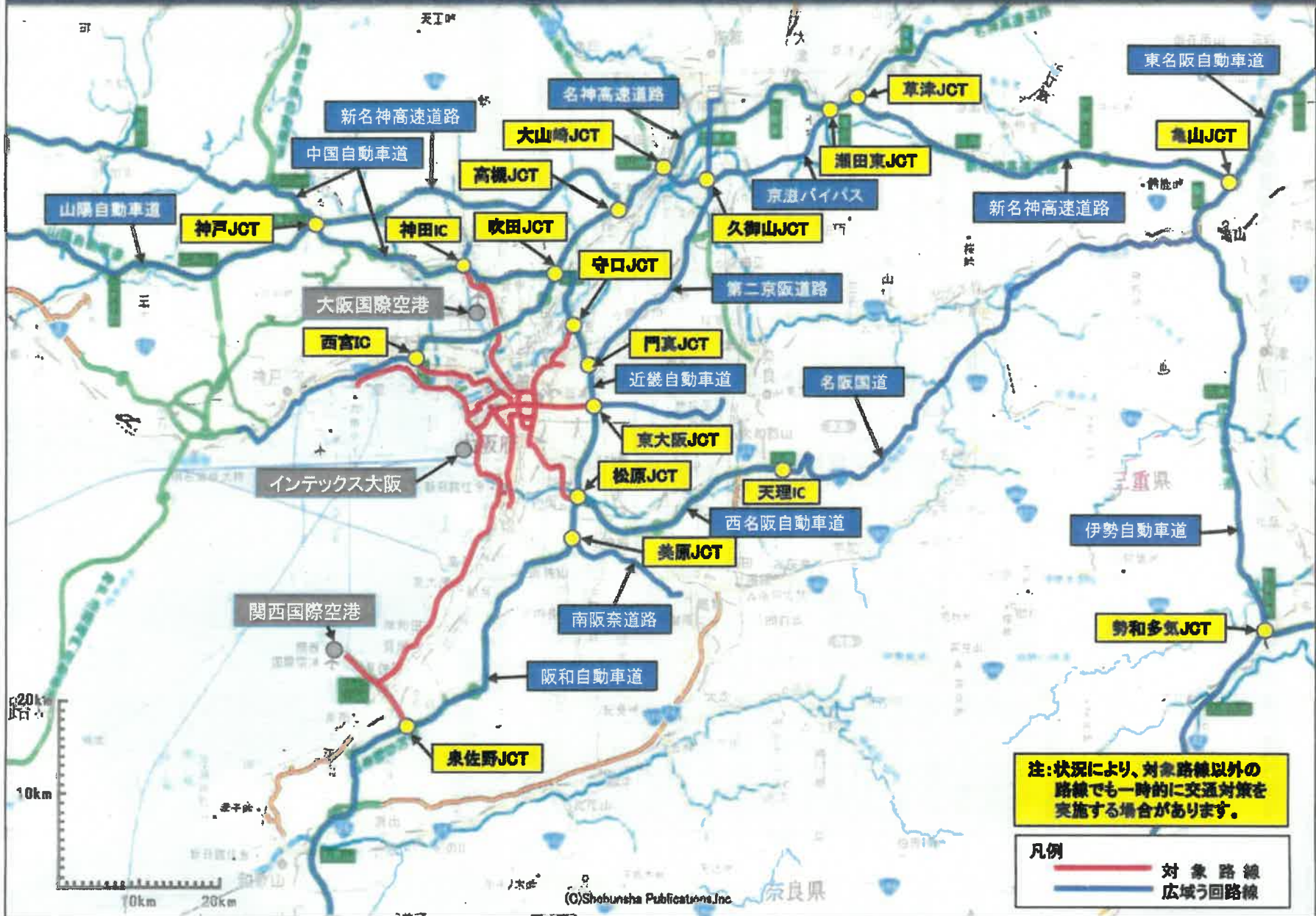
#### (1) 高速道路等(別紙参照)

|               |               |
|---------------|---------------|
| 関西国際空港連絡橋     | 全線            |
| 関西空港自動車道      | 全線            |
| 阪神高速道路1号環状線   | 全線            |
| 阪神高速道路2号淀川左岸線 | 全線            |
| 阪神高速道路3号神戸線   | 西宮IC～阿波座JCT   |
| 阪神高速道路4号湾岸線   | 全線            |
| 阪神高速道路5号湾岸線   | 全線            |
| 阪神高速道路6号大和川線  | 全線            |
| 阪神高速道路11号池田線  | 神田IC～中之島JCT   |
| 阪神高速道路12号守口線  | 全線            |
| 阪神高速道路13号東大阪線 | 西船場JCT～東大阪JCT |
| 阪神高速道路14号松原線  | 全線            |
| 阪神高速道路15号堺線   | 全線            |
| 阪神高速道路16号大阪港線 | 全線            |
| 阪神高速道路17号西大阪線 | 全線            |

#### (2) 一般道路

大阪市内、大阪国際空港周辺(豊中市・池田市)、りんくうJCT及び関西国際空港周辺(泉佐野市)

# G20大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線（高速道路等）





# G20大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線等（大阪市周辺）

